

豊中市営西谷住宅建替事業に係る実施方針に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁	第	(数字)	カナ	(カナ)		
1	17	4	(1)			車いす利用者用の住戸については今回無しと考えてよろしいでしょうか。または、住戸タイプごとに設定されるのでしょうか。	後日公表する要求水準書（案）をご参照ください。
2	17	4	(2)			付帯施設の中に集会所がありませんが、当事業では含まないと考えてよろしいでしょうか。	住棟内に集会所を設ける予定です。詳細は後日公表する要求水準書（案）をご参照ください。
3	17	4				住戸専用面積の上下限枠や全体面積、延べ床面積についての制限は5月下旬の要求水準書（案）にて別途提示されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	17	4				整備に関する基本方針は要求水準書（案）で示されると捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	別添資料 2					第1工区と第2工区の境界は建築基準法上の隣地境界線という認識でよろしいでしょうか。また、図内に「1期工事、2期工事の境界線は提案による」と記載がありますが、5棟の解体撤去は1期工事を前提とする中での設定と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	別添資料 2					前面道路について、拡幅し整備後市へ移管とありますが道路整備の工事範囲は事業区域内のみと考えてよろしいでしょうか。	後日公表する要求水準書（案）をご参照ください。